

The Japanese Capitalism between the both Wars and the Japanese Fascism

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/372

戦間期日本資本主義と日本型ファシズム

—— 戦間期日本資本主義の研究(13) ——

村上 和 光

The Japanese Capitalism between the both Wars and the Japanese Fascism

Kazumitsu MURAKAMI

はじめに

前稿¹⁾までの検討によって、戦間期日本資本主義の基本的経済構造およびその到達点としての戦時統制経済の骨格を確定してきた。そしてそのような作業を通して、この戦時統制経済期に「日本におけるファシズム型経済構造」が成立したと結論可能になった。そこでこのように見通してくれば、本稿の理論的課題が以下の点に置かれざるをえないことは当然である。

つまりまず第1は(1)第1次大戦以降の戦間期日本資本主義の展開がどのような意味で日本型「ファシズム」の形成として意味づけられるかという論点であり、「ファシズム」的経済体制と性格づけ可能なのはどのような条件に基づくのかを、戦間期日本資本主義の展開過程の中で確認・総括するという課題に他ならない。次に課題の第2は(2)そのようにして形成された日本型ファシズム経済のその「日本型」特質を明確にする論点であって、例えばナチス・ドイツなどと比較した日本におけるこのファシズム的経済構造の、その「日本型」特質を体系的に解明する課題が極めて重要であろう。そのうえで第3に(3)「現代資本主義」と「ファシズム体制」とはいかなる内的関連にあるのかという分析課題が無視できなく、戦間期日本資本主義の展開は一面でいうまでもなく「現代資本主義」の形成過程であった以上、「現代資本主義」と「ファシズム」との間の必然的関連の抽出にこそ、本

稿の最も最終的な課題が置かれなければならないわけである。さしあたり以上の3論点が本稿の課題といえよう。

1 戦間期日本資本主義の展開とファシズム化の過程

〔1〕最初に、以上のような視点を前提にしつつ日本におけるファシズム化のプロセスを追跡しておかねばならない。そのための(1)まず第1の作業として、日本のファシズム化を帰結させた最も外的な枠組みといえる、30年代以降における対外関係の展開過程²⁾からみていくが、その過程は、①「満州事変」期(31年)②「国際連盟脱退」期(33年)③「日中全面戦争」期(37年)④「太平洋戦争」期(41年)に一応区分できる。

そこで①期からスタートしよう。³⁾さて28年6月のいわゆる「満州某重大事件」の処理をめぐって田中内閣が崩壊した後、「対華外交刷新」・「軍縮促進」などを掲げた浜口内閣が成立し、その外相には幣原が復帰した(第2次幣原外交)。この浜口内閣は、1つには、田中外交で悪化した対中関係の改善を目指して中国に関税自主権を認める(30年5月「日華関税協定」とともに、もう1つとして、財政再建にもつながる海軍軍縮を意図して「ロンドン海軍条約」の正式調印を実現した(同年4月)。その点で幣原外交による対外不拡張路線が一旦は始動したがそれはすぐに難問に直面する。つまり、このロンドン条約締結に関し、兵力量の決定は「統帥

権事項」だとする軍部からの「統帥権干犯問題」が提起され、さらに政府による当条約批准が契機となって右翼による浜口首相狙撃事件も起きるが、この問題をきっかけとして、政党政治に対する軍部からの圧力やクーデター未遂事件がこれ以降頻発していくといつてよい。こうして幣原外交は、一方での国内強硬派の台頭と他方での——国権回復を目指す——中国の「革命外交」とに挟撃されて行き詰まるが、それと逆相関的に強硬派の勢いはむしろピークを迎える。例えば、松岡洋右による「満州は日本の生命線」発言、陸軍による「満蒙問題解決方策の大綱」策定と武力解決の主張、南陸相から軍への「満蒙問題の積極解決」訓示、などが相次ぐのであり、満州事変勃発後は導火線に火が放たれるのを待つだけであった。

以上のような舞台の上で満州事変⁴⁾は起こされた。周知のように、31年9月18日夜、関東軍は奉天郊外・柳条湖で満鉄路線を爆破したうえでそれを中国軍の仕業に仕立てて総攻撃を開始し、翌日、奉天城を占領した。満州事変の勃発である。その場合に特徴的なのは満州における軍事行動に関して方針の完全な分裂がみられたことである。すなわち、一方で政府は、まず9月24日に「事態を拡大せしめざることに極力務むる」という「満州事変に関する政府第1次声明」を出して「戦線不拡大方針」を発したし、さらに10月26日の「第2次声明」では「相互的侵略政策及行動の否認」や「中国領土保全の尊重」などについて中国政府と「会商」することを提起した。こうして政府は一応「不拡大方針」を主張したが、他方で軍部＝関東軍の侵略は続行され、錦州爆撃（10月）・チチハル占領（11月）・錦州占領（32年1月）・東3省完全軍事制圧（同）と進んだから、満州事変に対する政府の「公式方針」と軍部の現実行動とは大きな乖離を余儀なくされたわけである。この事実上の戦線拡大に対して外部からの反発は当然大きく、まず1月にスチムソン米國務長官は「従来中国に関する国際諸条約に違反する一切の状

態を合法とは認められない」という声明を出したし、国際連盟もリットン調査団派遣による現地調査の開始を決定した。まさにこれが「満州国建国」につながっていく。

なぜなら、すでに関東軍を中心として「満州国独立計画」が画策されていたし、そのうえに「支那問題処置方針要綱」などを通して外務省もこの点で軍部と同一歩調を取り始めていた以上、満州建国を既成事実として急ぐ必要があった、からである。まさにこのような情勢を背景として32年3月1日「満州国建国宣言」が発表されて、日本の傀儡国家「満州国」が成立をみた。しかし国際連盟臨時総会（3月11日）が満州国承認を拒んだのはいうまでもなく、その結果、外交の舞台は国連へと移されて日本の国際的孤立は一層際立っていくのである。

そこで次ぎは②「国連脱退」期である。さて中国の現地視察を終えたりットン調査団は10月に日本政府に対して報告書を通達したが、それは、一方で日本側の主張を一切否定するとともに、他方では満州における日本利益の承認などが「満足なる解決の条件」であるとして日本への一定の「宥和」をも示すものであった。その点でこの報告書の主眼は、満州を列強の共同管理下に置くことにあったとみてよいが、この報告書に対して11月に斎藤内閣は、柳条湖事件は自衛権行使の範囲内の問題だとして当然にも反対の意志を表明した。こうして日本政府は国際連盟と対立関係に入ったため連盟は報告書を審議することとなったが、日本政府による、連盟の日本軍満州撤退勧告案への反対および熱河省への軍事侵略決定（33年2月）が連盟の態度を一層硬化させたことにより、2月24日に連盟総会は「撤退勧告案」を42対1（棄権）で可決したのである。

まさにこのような事態をうけて、満州問題は「日本国民にとって実に生死に関する問題」であるにもかかわらず「連盟は日本に対し他に何等の道をも残していない、日本は即座に且つ明確に『否』と答えざるを得ない」、という松岡洋

右演説が行われたとあってよいが、この方針に従って、3月27日、内田外相が連盟に脱退通告文を通達するとともに、国際連盟脱退についての詔書が渙発された。ここに日本外交における重大転機が画されることになったが、他面でそれが関東軍の引き続き軍事行動の膨張と結びついていたことはいうまでもない。つまり、東3省に続いて熱河省の満州国への編入が画策され（熱河作戦）ただけでなく、さらに河北省への侵略さえも進行していったのである。それに対して国民政府側は激しい抵抗を試みたが中国側は停戦を余儀なくされ、「タンクー停戦協定」が成立した。ここに至って、日本軍の侵略行動は1つの山を越えたがこれで侵略戦争が終わったわけではもちろんなかった。

さらに大きな画期は③いうまでもなく「日中全面戦争」期に他ならない。さて33年9月には「満州国の健全な発達」と「主要列強との親善関係の確立」を課題とした広田外交がスタートし、全体としては対外関係における穏健路線が主流を形成した。例えば、軍部発言権の増大を一定程度抑制しつつ対中関係の改善も進められ、35年5月には日中両国における公使の大使への昇格化を通して国交増進が図られた。その点で、国際連盟脱退後に展開した広田外交は、一面ではこのように穏健協調路線に立脚していたとあってよいが、しかしその内側には明確な帝国主義的な膨張志向が厳存していたことも決して否定しえない。そしてそのような性格は以下のような動向から直ちに確認できよう。つまり、11月3日に国民政府はイギリスの対中国経済使節リース・ロスの助言と英国借款に支えられて幣制改革に着手したが、これは当然日本側に極めて大きな衝撃を与え、日本側は全力をあげてこの改革に反対するとともに、より積極的に「華北分離工作」を推進することになった。その場合、この「分離工作」は、「華北分離」によって抗日勢力の満州に対する侵入を阻止しつつ対ソ戦争に備えるとともに、当該地方の国防資源を収奪しようとする点にその主眼があった

わけであり、それを通して日本は華北へとより深く侵略していくことになったのである。そしてこのような中国侵略の拡大は同時に対列強関係における孤立化を当然随伴せざるをえなく、それは例えば34年12月「ワシントン海軍軍縮条約の破棄」・36年1月「ロンドン軍縮会議からの脱退」・36年11月「日独防共協定締結」などとして決着をみた。

以上のような背景のもとに37年7月に日華事変⁵⁾が勃発する。周知のようにこの日華事変は盧溝橋付近における日中両軍の衝突が契機をなしたが、政府は直ちに「今事件は全く支那側の計画的武力抗日なること最早疑の余地なし」と断定して派兵し支那駐屯軍を増援した（北支派兵）。その際とりあえずは「局面不拡大現地解決の方針」が打ち出されたものの、中国側の国民党・共産党の一致した抗戦が強まるに及んで、「最早穏忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す為今や断乎たる措置をとるの止むなきに至れり」として、ここに日中両国は全面戦争に突入するのである。そしてこの過程で9月23日に中国側は正式に「第2次国共合作」を成立させることとなり、日本の中国侵略は泥沼に突き進んでいく。

そして最後は④「太平洋戦争」期である。さてすでにふれたように36年11月には「日独防共協定」が結ばれて日独関係は緊密化するが、それは米英関係悪化の契機をも意味した。すなわち、まずドイツは欧州戦争不可避という状況の中で日本との軍事同盟締結を希望していたが、その際の特約案に、ソ連だけではなく英仏もが対象に含まれていたため日本側はその受諾をめぐって意見が分裂するに至り、にわかに対英仏および米関係が焦点にあらわれてくる。その結果、英仏をも対象にすること自体はなお流動的ではあったものの、39年1月の段階で「状況に依り第3国をも対象とすることあるべし」という方針が打ち出されたため、英および米との経済関係は悪化していく。事実、7月26日にアメリカは日米通商航海条約の廃棄を通告してきた

のに際し、日本側はアメリカと精力的に会談・交渉を重ねたが、日米の意見対立の開きは大きく、最終的には新通商条約の締結には失敗して、通商航海条約が失効した40年1月26日を以て日米関係は無条約状態に突入したわけである。このような背景の下に対英米との対立関係が醸成され、事態はさらに大きく転換せざるをえなくなるといってよい。

こうして太平洋戦争開始の舞台は整う。つまり、7月27日に大本営政府連絡会議は「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」を決めたが、その中では「支那事変の処理未だ終らざる場合に於て対南方施策を重点とする」という「方針」が提起された。いうまでもなく「対南方武力行使」を意味するいわゆる「南進論」に他ならないが、そこでの基本的路線としてあくまでも重要なのは、「日独伊三国同盟」および「日ソ関係調整」が重点に置かれたことであって、これはこれ以後の日本の政治・外交・軍事動向の展開にとって画期的な意味をもった。というのも、このことを通して9月の「北部仏印進駐」と「三国同盟締結」が実行されたのであり、その結果、米英との対決関係も抜き差しならないものになっていくからである。こうして、41年4月13日の「日ソ中立条約」調印による「北方の静謐」の確保をも条件としつつ、米英との全面対決＝太平洋戦争の勃発⁶⁾はもうすぐ目前に迫ってきていたという以外にない。

〔2〕以上、日本ファシズムにおける最も外枠的環境を構成した日本の対外的関係をフォローしてきた。そのうえで次ぎに直ちに課題となるのは、(2)このような対外関係に規制されて展開した日本国内における法・政治関係の動向であろう。そこで、この法・政治過程を以下①「満州事変」期②「5・15事件」期(32年)③「2・26事件」期(36年)④「国家総動員法」期(38年)に区分して概観していこう。⁷⁾まず①期から出発しよう。

先にみたように31年に満州事変が勃発するが、その事態に対して国内の政治勢力はそれぞ

れに特有な行動を示した。まず与党＝民政党は「不拡大方針」という政府方針を支持したが党内には対中国強硬論が存在したため、軍部による戦線の事実上の拡大につれて軍部への同調と既成事実の追認という形で満州事変容認へと傾斜していった。これに対して野党の政友会は、以前から「満蒙問題の危機」を主張して幣原外交の「軟弱性」を批判しつつ強硬外交を要求してきていたから、事変勃発に際して関東軍を全面的に支持するとともに政府の「不拡大方針」をむしろ攻撃するに至る。さらにこれらの政治主体の他に社会民衆党・全国労農大衆党などの合法無産政党も存在しはしたが、前者は「日本国民大衆の生存権確保のため」という名目の下に事変をむしろ積極的に是認してしまったし、後者は、出兵反対の声明は出したものの結局は戦争肯定の流れに飲み込まれて戦争支持へと転換する幹部が出現するなどして内容的な事変反対闘争は展開しえなかった。その他、非合法無産政党である共産党は反戦闘争を提起しはしたが、権力による弾圧と「セクト主義」に阻害されて有効な運動になりえなかったのは周知の事実であろう。こうして満州事変は有効な反対運動を形成しえることなく軍部主導の下で進展し、政党内閣の崩壊とファシズム展開の序曲を生み出すことになっていくのである。

続いて②期へ目を移そう。さていまふれたように政府・与党は軍部への迎合・追従を強めていくが、そのような対軍部政策の軟弱性の1つの大きな理由として軍によるクーデターへの恐怖が存在したことは否定できないであろう。そしてそのようなクーデター発生のみならず最初のあらわれこそ31年3月の「3月事件」であった。つまり、30年に橋本欣五郎陸軍中佐を中心として国家改造を目指す「桜会」が結成されたが、この桜会が、宇垣一成陸軍大将を首相とする内閣の樹立を画策していわゆる「3月事件」というクーデターを計画した。もっともこの陰謀は事前に発覚して未遂に終わったものの、そのインパクトは大きく、このクーデター計画の存在

自体が政党や宮廷グループに重大な衝撃を与える結果となり、これ以降、軍部を抑制することを躊躇させる契機となっていく。さらにクーデターへの2つめの兆候は「10月事件」⁹⁾に他ならない。この計画も不発に終わったが、この事件は事変開始後のことであり、関東軍が折しも事変の拡大と政府への揺さぶりを意図してただけに、このクーデター計画がもった政府への威嚇効果は絶大だったといえた。その場合、この計画は橋本を中心に民間右翼や隊付将校と結託して策定されたといってよいが、彼らの背後に軍首脳の間与があったことは確実であったから、このようなクーデターへの恐怖が政府の方針を決定的に動揺させざるをえないのは当然であったのである。

まさに以上のような背景のなかでより本格的なクーデターが発生する。いうまでもなく「5・15事件」である。さて31年12月の若槻内閣総辞職の後をうけて犬養毅内閣が成立するが、その陸相には、国家改造を目論む軍人グループのホープと目されていた荒木貞夫が抜擢されたから、犬養内閣が全体として満州事変容認という性格をもたざるをえないことは否定できなかった。しかし、犬養首相個人としては軍部の行動についてむしろ批判的であって、一方で対中国政策を独自の観点から実行しようとしたとともに、他方では当時のファシヨの政治傾向を痛烈に批判する態度を示した。このことが1つの契機となって右翼や軍の反発を招き、5・15事件が引き起こされることになる。周知のようにこの事件の中で犬養首相は暗殺されて犬養内閣は途絶し、次期首班の人選が焦点になったが、このクーデターによって党首を殺害された政友会は軍に対する反感を強め、政党内閣の継続を望みつつ鈴木新総裁への大命降下を期待した。しかし、政党内閣絶対反対を主張する陸軍は元老西園寺・宮廷グループへ圧力をかけてそれを阻止しようとしたため、西園寺は結局次期首相として斎藤実を推薦するに至った。その場合、この斎藤は政党に立脚点をもたなかったから斎

藤内閣は挙国一致内閣として成立したわけであり、ここに、曲がりなりにも実行されてきた政党内閣は解体をとげたという以外にない。そしてこのような状況の中で、政友会は反軍部の姿勢を堅持することができなただけでなく、このような経過で進行した斎藤内閣の成立を黙認してしまったとともに、やがて反ファシヨの態度さえも捨てていくのであった。

さらに軍部クーデターの拡大・深化は進み③期を迎える。すでにみた政党内閣の崩壊の結果政党はその行動力と展望を消失させていくが、それと逆相関的に存在力を高めたのは軍部であった。例えば、陸軍は5・15事件の被告に対して公然と擁護の態度を表明しその減刑運動をさえ開始していく程であった。しかも重要な点は、この運動には他方で政党批判が伴っていたことであり、減刑運動が盛り上がりとともに国民の政党不信感が拡大していくという経過を辿ったわけである。他方、この時期には官僚内部においても、もはや政党との連携ではなくむしろ軍部との連携を模索しながら国家改造・革新を意図するいわゆる「革新官僚」も一定の潮流を形成し始めており、政党の凋落と軍部の台頭とのコントラストは益々明瞭になっていく。

このような環境の下で事態の歯車はさらに回転する。つまり、35年の「天皇機関説」事件で軍部批判は決定的に制約され思想面でも反軍部の行動はほぼ圧殺されていくが、そのうえで36年の軍部クーデター＝「2・26事件」⁹⁾はその総仕上げといってよかった。事実、この2度目のクーデターの勃発と鎮圧の過程は、軍への統制強化を結果するどころかむしろ逆に軍の政治への介入と支配を強めることにつながっていく。つまり、2・26事件後に軍部の干渉の下に成立した広田弘毅内閣は、まず一面で、(a)陸海軍大臣現役武官制の復活(b)戦争遂行を可能にする「国策の基準」の策定(c)日独防共協定の締結、などのファシズム型政治体制の基礎を作ったとともに、他面で、(d)帝国国防方針の改訂による軍備拡張計画の樹立(e)増税・公債増募による戦

時型財政政策への転換(f)戦時経済体制の礎石設置、というファシズム型経済体制の骨格を設定したわけである。こうして37年からの日中全面戦争への突入とも符節を合わせつつ、この2・26事件を決定的な分水嶺として、日本におけるファシズム化はその本格的な体制と運動が押し進められていくとあってよいであろう。その意味でこの③期こそクリティカル・ポイントを構成しているのである。

以上を前提として最後は④「国家総動員法」期に他ならない。こうしてフォローしてきたように5・15事件で生じた政党内閣の解体はついで2・26事件を経て実質化され、最終的にはこの2・26事件以後政党政治は全面的にその生命を終焉させたといえる。そして38年の「国家総動員法」¹⁰⁾はまさにその地盤の上にかそ構築された集大成であって戦争体制への本格的な入口以外ではなかった。すなわち、この法律は政府・軍への極めて広範な委任立法であり、したがってそれは、議会・政党からの規制・コントロールなしに軍部主導の下に戦争遂行と政治・経済的組織化を可能にする超法規的体制の成立を意味した。まさにその点でこの国家総動員法体制は、議会・政党政治の最終的形骸化を何よりもその本質としている。そしてこのような路線の必然的帰結としてこそ40年10月の「大政翼賛会」の成立も位置づけられるとみてよく、その結果、「新体制運動」の大合唱の中で、全政党は解消に向かって殺到してしまうのである。要するに、「高度国防国家体制」の構築を意図したこの「国家総動員法」体制の成立こそ、以上までみてきたファシズム的法・政治過程の一応の到達点だと整理可能であろう。

〔3〕最後に以上のような対外関係と法・政治関係とを前提にして、この展開を、日本における軍事化の進展という視点から総括しておくことにしよう。さてこれまでは、日本のファシズム化を規定した基本枠組みを確認してきた。つまり、その最も包括的環境として「日本の国際的孤立化」という対外関係の動向があり、つ

いでそれに条件づけられつつその「国際的孤立化」に対処するための対内的再編過程として日本国内での法・政治関係の新展開が進行したとみてよいが、このような、対外的環境の激変→国内的再編成という相互に関連した諸関係の形成こそ、日本ファシズムの生成過程を規定づけた基本枠組みなのである。そして以上のような基本枠組みの帰着点が「高度国防国家」の構築以外ではなかったかぎり、このような一連のプロセスが、以下でフォローしていくように「日本における軍事化」の確立として結実化していくのもいわば当然のことであろう。

そこでこの「軍事化」の進展過程¹¹⁾をやや立ち入って検討していこう。最初に①第1に満州事変から「2・26事件」期までの軍事費の推移を追うと、満州事変勃発を決定的なインパクトとして31年=4.5億円(対一般会計歳出比29%)は32年=6.9億円(同35%)へと大きく拡張をみる。ついで33年=8.7億円(39%)→34年=9.4億円(40%)→35年=10.3億円(46%)→36年=10.8億円(48%)となつて絶対額・相対比とも単調増加をとげるから、まずこの一般歳出レベルにおいて軍事費の量的・質的膨張が否定できない。そのうえでこの「軍事費」の内訳にまで立ち入ると、いうまでもなく軍事費のうち大きな部分を占めるのは当然にも「満州事件費」である。例えばそれは31年=0.9億円から出発して32年=2.9億円へと直ちに3倍増をとげ、その後も事変の長期化に対応して33年=1.9億円→35年=1.8億円→36年=2.0億円と高水準で推移していく。したがってこの30年代前半における軍事費激増の原因が満州事変の勃発・拡大・長期化にあるのはあきらかであろう。さらにこの軍事費動向を戦線拡大の直接的指標となる「兵備改善費」の点からフォローすると陸軍および海軍戦争遂行能力の膨張がみてとれる。つまり、この「改善費」を陸軍と海軍に区分してその推移を追うと、33年=陸軍1.1億円、海軍1.3億円→34年=同1.3億円、2.1億円→36年=1.3億円、2.6億円という軌跡を描く。したがって、満州事

変の展開に規定されたこの時期の軍事費膨張が同時に軍部権力の強大化をその根底にもっていたことはいうまでもないことであろう。

続いて②第2に日中戦争期の軍事化動向に目を転じよう。すでに確認したように満州事変に関わる高橋財政¹²⁾の中で軍事費の一定の拡大とそれと歩調を合わせた軍部支配の伸長がみられたが、その趨勢は、36年の2・26事件による高橋蔵相の暗殺と「馬場財政」¹³⁾の成立およびそれらと重奏して展開した日華事変を通して一層強化される。そこで最初にこの36年以降の軍事費の推移をフォローしていくと、まず36年の「直接軍事費」(陸海軍省費・臨時軍事費・徴兵費の合計)は11億円であり総経費支出の47.7%を占めた。それに対して37年には日華事変の勃発を契機に急膨張をみせこの直接軍事費は33億円へと3倍増をとげるとともにその対総歳出比も69.0%にまで達する。その点でこの日中戦争の勃発こそ、満州事変に次ぐ軍事化進展の2つめのピークだといえるが、しかもその後も持続的な膨張は止むことなく続く。例えばその後も、39年(ノモンハン事件)＝直接軍事費65億円、構成比73.4%→40年＝79億円、72.5%と大幅な拡張をとげるから、日中戦争の深化にともないこの30年代の末期までに軍事費は満州事変期の実に8倍にまで激増しているわけである。

このような数量的膨張を確認したうえでさらに注意が必要なのはこの軍事費増大が「臨時軍事費特別会計」という独自の方式を通してすすめられた点に他ならない。つまり、このいわゆる「臨軍費」制度は日中戦争が本格化した37年9月の議会で戦争遂行の必要上設けられたもので、(日清・日露・第1次大戦の先例にもとづいて)軍事行動に必要な経費を一般会計から区別しつつ、戦争が終了するまでの全期間を一会計年度として特別に処理することをその眼目にしている。したがって、この時期に始まったこの臨軍費会計は、戦争の展開につれてそのまま太平洋戦争後の46年2月まで継続されるという極めて異常なものであったが、その内容上の性格

としても以下のような特質が無視しえない。例えば、この制度にあっては、(a)議会の予算審議は全く形式的であって軍の要求がほぼフリーパスで貫徹したこと、(b)軍の機密保持という名目の下で予算科目はほとんど確定されずその用途が外部から遮断されたこと、(c)一般会計とは異なって費目間の流用・予算外契約・予算超過・予備費の過大計上などがかなり任意にできたこと、(d)軍需品調達を容易にするための資金前渡し・前金払い・概算払い・随意契約が広範に実施されたこと、などが顕著なのであり、軍事費の数量的膨張だけでなくそれを可能にした独特な財政メカニズムの展開がみてとれる。こうしてこの「臨軍費」制度が、従来の会計法を全く無視しつつ「立憲的」な予算制度を破壊する点で極めて重大な意味をもつことが明瞭であろう。

そのうえで最後に③太平洋戦争期の軍事費動向はどうか。いうまでもなく、対英米開戦となるこの41年太平洋戦争をスプリングボードとして軍事費はさらに一層巨大な伸長をとげる。まず40年から41年にかけて約50億円の拡張をみせて41年の直接軍事費は125億円(対総歳出比75.7%)に達する。しかもその後も軍事費膨張は巨額に上り、42年＝188億円(対前年比57億円増、構成比77.0%)→43年(ガダルカナル島撤退)＝298億円(同110億円増、同78.5%)→44年＝735億円(437億円増、85.5%)というかたちで推移していく。その点で、太平洋戦争期のこの40年代における軍事費規模は、すでに高いレベルに到達していた日中戦争期をさらに一段越えた水準に乗ったうえでその上昇基調をスピード・アップさせた整理されてよいことになろう。例えば、太平洋戦争期のピークをなす41年の軍事費程度は日中戦争開始＝準戦時体制開始の起点である36年の実に74倍なのであるから、この太平洋戦争期における軍事費膨張の激烈性は一目瞭然なわけである。そして先にふれた臨軍費制度はこの時期にももちろん実施され、しかもその「反立憲」的性格は一層強化されつつ

その乱脈的色彩が進行したから、日本の「軍事体制」化はその極限に達したと結論すべきであろう。

こうして日中戦争→太平洋戦争期を通じて軍事費の巨大な膨張が進展したことが明白であるが、最後にそれをもうけて日本経済全体の中における「軍事体制」の比重を総括的に確認しておきたい。いまとりあえず「民間工場工業生産」に占める「兵器生産」と「非兵器生産」との比率の推移を辿ると次ぎのような軌跡が描かれる。すなわち、37年＝民間工場工業生産額138億円、兵器生産額1.0億円、兵器生産比率2%だったものが、その後の戦争体制の進行にともない、まず39年＝同179億円、同2.7億円、同3%へと兵器生産のウエイトが高まる。ついで太平洋戦争期に入ってその傾向は一段と加速され、41年＝179億円、5.3億円、14%→43年＝173億円、8.5億円、24%→44年＝177億円、13.3億円、33%となり、最終的に戦争末期にはこの兵器生産の比率は全民間工業生産の1/3の規模にまで到達してしまう。まさにこの兵器生産の視角からみても、戦時期日本経済の帰着点が「高度国防体制」の形成に他ならなかった点のはもはや否定できないところであろう。そして後に立ち入って検討するように、このような「高度国防体制」構築の要請こそ日本ファシズムの基礎過程を意味したことがくれぐれも重要なのである。

2 日本型ファシズムの基本構造

〔1〕これまでの考察で日本型ファシズムに関する基本的な背景枠組みを確認してきた。つまり、日本型ファシズム体制の形成を要請＝必然化させた基礎的条件を抽出してきたといつてよいが、そこでは概略以下の3点がその重要論点として明らかになった。まず第1は①日本の対外関係における悪化状況の深まりであって、特に対中国・対英米関係は30～40年代にかけて決定的な袋小路に落ち込む。もちろん、この「関係悪化」の原因が日本の中国侵略およびその延

長上の南方侵略にあるのは当然だが、このような中国・英米との対立と「国際社会からの孤立化」が、日本における戦争体制の構築とファシズム化をもたらした最も根底的要因であったことは否定できないであろう。次に第2に、②以上のような「国際関係からの孤立化」が国内的法・政治体制における戦争遂行型再編成を不可避にしていた。それは現実的には、軍部クーデターの続発・政党内閣の終焉・軍部権力の肥大化・「立憲」主義の形骸化・「国家総動員法」体制の確立、などとして進行したが、それを通して、「国際関係からの孤立化」に対処すべき国内的統制体制＝「高度国防体制」¹⁴⁾の樹立が意図されたといえる。そのうえで第3は③このような背景をもつこの「高度国防体制」の形成が日本における「軍事化」の進展として現実化したことに他ならない。つまり、軍事費の急膨張と経済全体の軍需生産化が帰結していくのであり、その結果、「国際関係における孤立化」を国内的法・政治関係の再編に立脚しながら脱却する方策として構想された「高度国防体制」の、その現実的条件が軍事費の激増＝「軍事化」の極大化として現出していったわけであろう。

こうして、「国際関係の悪化」→「国内的法・政治関係の再編」→「軍事化の深化」というロジックに貫かれて、日本におけるファシズム化の基本条件は形成をみた。それを確認したうえで直ちに次ぎの課題をなすのは、以上のような「基本条件」の下で、ではどのような政治・経済構造が展開したのかという点の考察でなければならない。換言すれば「日本型ファシズムの基本構造」の解明に他ならないが、その「基本構造」分析を以下ではさしあたり、日本ファシズムの基礎的骨格をなす、(1)「産業報国会」(2)「統制会」(3)「大政翼賛会」という3つの体制に即して試みていこう。

〔2〕その場合、これら3つの体制のうち(1)と(2)に関しては前稿でやや詳しく立ち入って検討した¹⁵⁾のでここでは特に(3)に焦点を当ててみたい。そこで(1)と(2)についてはその「本質」を

指摘するにとどめるが、まず第1に(1)戦時統制経済期の「労資関係」を調整する機構としての「産業報国会」体制¹⁶⁾の「本質」を、特に、最終的には資本主導による「勤労協議会」の設置へとその基本理念が貫徹していった「労資関係調整方策」に即して摘出してみよう。さてこの「方策」に示されている理念を大掴みに解析すると以下のようなポイントがそこには包含されているとよい。すなわち、(a)産業は「事業者」および「従業者」各自の「職分」によって結ばれた「有機的組織体」であること(b)その場合この産業の使命は産業の発展により「国民の厚生を図り、国家の隆盛、人類の文化」に貢献する点にあること(c)この使命達成のために「事業者」・「従業者」両者は「一体」とならねばならないこと(d)それを通じて「事業一家・家族親和」の精神で国家奉仕のために自己の「職分」を全うしなければならないこと、これである。

そうであればここからその「本質」が次ぎのように導出できる。つまり、この理念は、労資間の階級対立＝利害対立を否定しつつ労資関係をむしろ「職分」＝「使命」の相違として規定し、その上でそれを立脚点にして産業上の国家目的に基づいた労資の「一体的」統合を主張するもの、となっている。したがってその意味で、「国家的使命に対して、事業一家的精神にもとづき、一体化された労資が、その各自の職分を尽くすこと」、という論理構造にこそ、この産報運動の基本的「本質」があると総括してよいと思われる。その際くれぐれも注目されるべきは、この「事業一家の職分」論が、「労資の利害対立を認めたくえで」その統合・宥和を説くいわゆる「労資協調主義」をさえさらに超えていることであって、そのことは、日本における戦時統制経済展開の危機的状況が一般的な「労資協調型統合体制」によってはもはや処理不可能であったことを極めて鮮明に表現している、という以外にないであろう。

次ぎに(2)日本ファシズムにおける第2の基本骨格を構成するのは、戦時統制経済期の「経済

政策」体系を規制した「統制会」体制¹⁷⁾であるが、この統制会体制の統制理念ないし組織原理としては次ぎの4点が特徴的である。つまり、(イ)「公益優先」(ロ)「生産重点主義」(ハ)「指導者原理」(ニ)「官民協調」に他ならないが、それらの内容をあらためて確認しておく以下のようなろう。まず(ニ)は、「官」と「民」との関係における「民」の自発性・主導性を評価することによって戦時経済の内発的能力の拡張を目指したものであり、「官」は統制計画の大枠のみを提示しその実質的運営はむしろ「民」の主体性に任せようという点にその着目点がある。次ぎに(イ)では、統制会はこのように「民」の自発性に委ねられるべきだとしても、それは決して無前提的ではなくその「目的」が見失われてはならないことが強調され、結局この統制会には「旧来の実業者に欠けていた1つの新しい資質」＝「公益」が「追加」されねばならないとされていく。さらに(ロ)は「公益優先」の直接的表現そのものといえよう。すなわち、この戦時統制経済における「公益」とは戦争体制遂行を可能にする「高度国防国家体制」の構築以外にはないし、しかも戦争体制展開の物理的条件が著しく困難になっている状況にあっては、この「高度国防体制」の建設とは何よりも「生産力の充実」を意味しているのは当然であった。最後に(ハ)は以上の3論点を現実化していく際の「運営形態的特殊性」であって、それは、統制会体制にあっては「個人の創意を尊重してその指導に委ね、同時に必要にして適切なる権限をこれに付与し、さらにそれについての責任の帰属を明らかにする」という、ナチス・ドイツ型の組織原理に立脚した組織論に他ならない。

そのうえで以上の4論点の相互関連を整理してみるとそれは以下のような構造にあるといえよう。つまり、まず当面の課題である戦争経済展開の行き詰まり打開のためには民間経済の主体性を利用・活用せざるをえなくそのために「官民協調」が不可欠となる(ハ)が、しかしこの「民」の自律性尊重は決して「私利利潤原理」の放任

に帰結してはならずあくまでも「国家目的」の遂行に適合するものでなければならない(i)。そしてその場合、現下の戦時統制経済にあっては「国家目的」は「生産の拡充」という「生産力重点主義」以外でありえようがなかった(ii)が、日本が直面する困難な政治・経済状況の下では、この課題は「指導者原理」という強力かつ「効率」的方式で追求される他はなかった(iii) — という構造、これである。要するに、「官」と「民」とは、統制会体制において平面的に対立・妥協したという単純な構図を描いたのではなく、以上にみた4論点の相互関係の中で1つの構造的連関を形成しながら戦時統制経済の課題を全体的に担ったのであり、まさにその点にこそ統制会体制の「意義」があったとこそ整理できよう。

最後にこの「意義」を考慮に入れて統制会体制の「本質」を最終的に総括しておこう。さてこのように論理を展開してくれば、この統制会体制は何よりも、戦争体制の構築と遂行を最終課題とした、「国家利益」と「資本利益」との一種の「統合体」=アマルガム体制に他ならないことが明白であろう。すなわち、「生産力重点主義」という「国家利益」の貫徹を基本前提にして「公益優先」をまず根底に置きながらも、それを一方的な国家管理形態で実行するのではなく民間資本の「主体性」を一定程度組み込みながら — しかも効率性と責任体制を考慮して「指導者原理」を追求しつつ — 「官民協調」という方式で展開していく、という図式が意図されたのであり、その意味でそこには1つの「官民統合体制」が形成をみたといえる。

換言すれば、「官僚的・直接的統制」だけによっては戦争体制の構築・展開が不可能なことがそこに逆照射されていると考えてもよいが、いずれにしても、戦争体制遂行を最終目的とした「官民統合体制」の形成というまさにこの点にこそ統制会体制の体系的「本質」がある、と総括可能であろう。

〔3〕 そのうえで最後に(3)日本型ファシズム

体制における第3の基本骨組みを形成するのは、戦時統制経済期の「政党・政治関係」を規制した「大政翼賛会」体制¹⁰⁾に他ならない。そこで最初に①この大政翼賛会体制の「展開過程」からみていくと、それは概ね以下の5つの局面から構成されているとみてよい。さてまず(a)その「第1局面」は大政翼賛会の成立過程の局面であるが、その成立契機をなしたのは40年7月の第2次近衛内閣策定による「基本国策要綱」であった。この「要綱」の主旨は基本的には「全体主義的国家」を意味する「国防国家の建設綱領」たる点にあり、その意味でそれは、政治・経済・文化・教育・科学・思想・家庭生活などあらゆる社会生活領域とその総力を総力戦の目的に即応しうるよう統制できるための一元的国家体制の確立を目指した基本国策の大綱だといえた。したがってこの「要綱」は「国政ノ綜合統一ヲ図ル」ことを目的にしているとみてよいが、特に「新政治体制」の課題としては、「国民組織」「議会翼賛体制」「官界新体制」「統帥と国務の調和」を4本柱としつつそのうち「特に万民翼賛の国民組織が新政治体制の『基底』である」とされたのである。そしてこの基本指針に立脚しながら8月から9月にかけて6回の「新体制準備会」が重ねられたあと大政翼賛会は結成をみていく。そこで(b)「第2局面」として40年10月12日に大政翼賛会（以下「翼賛会」と略称）が発会する。こうして戦争経済を強力に推進させる「国防国家体制」の中核組織として翼賛会が成立をみ、そこを足場として「国務」=政府と「統帥」=軍部との対立の解消と、国家権力による国民各層の画一的組織化が試みられていく。その点で日本におけるファシズムの基本構造が形成されたと考えられるが、その現実的内実は掲げられた理念からはおよそ遠いものでしかなかった。例えば、翼賛会の現実としては、1つには、支配層各勢力による激しい政争の中で「公事結社」と認定されて政治活動が禁止されたこと、もう1つは、そのために国民運動としての性格が欠落して内務官僚と警察

が主導権を握る行政補助機関化したこと、という弱点が直ちに表面化したのである。結局、「国民政治力の結集」は単なるスローガンに終り、翼賛会組織の官僚主義化と戦争協力に対する国民意識昂揚化作用の不十分性という難点が目立つ他なかった。この点の克服が目指されて次ぎの局面を迎える。

そこで(c)「第3局面」は東条内閣(41年10月以降)に入って2つの新機構が設置されていく局面に他ならない。つまり、「国民政治力の結集」の不十分性解決を意図して東条内閣が打ち出したまず1つ目の組織は「大日本翼賛壮年団」(42年1月)である。これは、ナチスの親衛隊をモデルにして、行政補助機関化した翼賛会を活性化することを目的としたものだが、その特徴は、21歳以上の青壮年の「自発的意志による同志的組織」であり「翼賛運動の最も有力なる部隊」として位置づけられた点にあった。事実、この「翼壯」は翼賛会の指導下でその一翼を担う外郭団体として作用しつつ、国民組織の編成および指導や国民運動における実践活動の重要な推進力として機能していったとみてよい。次ぎに2つ目の新機構は、政府による候補者推薦制度に基づく選挙運営を画策した「翼賛政治体制協議会」(42年2月)であろう。その場合、この「翼協」による推薦候補者の決定は、表面的には民間人による自主的活動の結果であるとされたが、実際は内務省・警察・軍部が一体となって押し進められたというしかなく、この翼賛選挙を通して、議会を政府の御用機関化することが狙われたわけである。こうして翼賛運動の強化が追求されて翼賛会体制の組織的確立が目指されたといつてよい。

そのうえで(d)「第4局面」は翼賛政治体制の確立期だといつてよい。つまり、東条首相の呼びかけに応じて5月20日「翼賛政治会」が結成され、ここに翼賛運動は1つのピークを画する。この「翼賛政治会」には衆議院458名、貴族院326名、各界202名(翼賛会・言論人・財界・学者・軍人・右翼など)が参加したが、そこでは「挙

国的政治力」の結集による「戦争完遂」、「翼賛議会の確立」、翼賛会との協力による「大政翼賛運動の徹底」、「大東亜共栄圏」の確立による「世界新秩序の建設」の4項目が掲げられた。その際特に重要なことは、政府が衆議院の院内交渉団体を解消させてこの「翼賛政治会」を唯一の「政事結社」としたことであって、これにより、他のすべての「政事結社」を解散させる方針がとられたから、形式的にはこの「翼賛政治会」の「一党独裁」体制——実質的には例えば10の「分派」をもつ「寄合い所帯」——が出現するに至ったのである。以上をうけて最後に(e)「第5局面」は最終的到達点の時期に他ならず、ここでは、翼賛会を頂点とする中央集権的な国民支配組織の完成が目指されていく。そのまず第1は、6月には、大日本産業報国会・農業報国会連盟・商業報国会・日本海運報国会・大日本婦人会・大日本青少年団の6つの官製国民運動団体が翼賛会の傘下に編入されたことであり、その結果、翼賛会による国民各層・領域への組織化が拡充をみる。しかもこれを通じて、各団体幹部の人事権は翼賛会総裁である東条首相が一手に握ることとなった他、各団体の予算も翼賛会を経由して国家予算の中から交付されることになったから、組織化の具体的手段もヨリきめ細かく整備されたといえる。次ぎに第2に翼賛会と地方自治組織との一体化が図られた点が見のがせない。すなわち、同年8月に、「部落会」および「町内会」に翼賛会の「世話役」を、さらに「隣組」に「世話人」をそれぞれ配置することが決定され、その人選にあたっては部落会長と町内会長をその「世話役」に、また隣組長をその「世話人」とする方針が徹底された。このようにして、形式的には国民支配組織の一元化が達成されたということができ、国民は、各種の官製国民運動団体と部落会・町内会・隣組という2つのチャンネルを通して内務官僚と警察の支配下におかれることになったのである。

そうとすれば、以上の5つの局面を経て翼賛会体制は一応の完成形態に到達したと結論でき

る。要するに、一方での「翼賛議会体制の確立」と他方での「中央集権的国民支配組織の完成」とを両輪として、日本における翼賛会体制はその到達点に至ったと総括可能であろう。

ついで②この翼賛会体制の「構造」にまで立ち入ってみよう。そこで翼賛会体制に関する構造的論点のまず1つ目は(a)この翼賛会の「性格」が数次の「改組」の過程で幾度かの改変を遂げていることである。その場合の「性格」変化の焦点は翼賛会が「政事結社」なのか「公事結社」なのかという点にこそあるが、その性格づけが翼賛会体制の展開過程とともに変遷していく。さて、治安警察法上においては、各種「団体」はその「第1条」規定の「政事結社」と「第3条」規定の「公事結社」とに区分されるが、近衛の当初の構想としては翼賛会はこのうちの「政事結社」として位置づけられていた。言い換えれば、出発点としては「精神翼賛」=「精神動員翼賛」を目的とする「政事結社」としてこそスタートしたとみてよいが、それは「第1回改組」（41年3月）によって性格変化をみせる。つまり、「政事結社」的強化を狙う軍部・革新官僚の攻勢に対抗した議会勢力の要求によってこの「改組」が実行され、その中で近衛は「大政翼賛会は政事結社ではなく公事結社である」と言明するが、それにともない、役員陣容の一新や本部機構の改革にも手をつけられていく。こうしてこの「改組」によって、翼賛会体制は「政事結社」から「公事結社」へと変貌をとげ、いわば官僚支配を中心とした「行政翼賛」という性格を強めた。要するに、第1回「改組」を通して国民組織への内務官僚の指導権が強化されることになったのであり、その結果、翼賛会体制はいわば行政下部機構的性格を拡大させたとみてよい。しかし事態はもう1サイクル回転する。

さてこの41年3月の「第1回改組」の後、東条内閣において「第2回改組」「第3回改組」（43年10月）という2度の改組が実施されていくが、その過程で翼賛会体制の性格は再度の転変を迎

える。すなわち、すでにみた「第1回改組」によって一旦は「公事結社」=行政補助機関化した翼賛会は、軍部および新官僚の大きなバック・アップによって再び「政事結社」的性格を強化することになる。その場合この「政事結社」化の基軸点はすでにふれた「翼賛政治会」の成立にこそある。というのも、先にみたようにこの「政治会」の結成によって他の政党を解消させつつこの「政治会」を唯一の「政事結社」に認定することによって「形式的な一党独裁制」が出現したからであって、高度の政治的結集という観点から政治的国民動員運動を展開するこの「政治会」はまさに1つの巨大な「政事結社=挙国的国民政治組織」に他ならなかった。その点で、翼賛会体制は、この「政治会」をその機能的担い手としながら「政事結社」という所期の性格を回復したと見てよいわけであり、最終的には「政治翼賛」という特質に回帰したとこそ把握すべきなのであろう。つづめていえば、翼賛会体制は、実質的には東条体制の支柱として機能する単一政党に帰結したと総括される以外にないように思われる。

次ぎに翼賛会体制の2つ目の構造的論点は(b)「国民組織体制」としての「網羅性」という側面であるといってよい。繰り返し確認したように翼賛会体制はその統合性という点では決定的な弱点をもっていたが、そのことは、この翼賛会体制の国民組織化としての「網羅性」を否定することにはつながらない。事実、翼賛会を国民組織化体制という視点からみると、それは「総裁」=総理大臣を頂点とし「町内会」・「部落会」・「隣組」を底辺とする巨大な全国的組織の中に国民を編成化するに至ったという「網羅性」を具備していた。その場合、その「網羅性」に関して特に注意しておくべき点として次ぎの2つが重要である。まず1つは、「協力会議」（別名「国民家族会議」）なる機構がこの翼賛会体制の一環を構成していることであり、それは「新体制促進中央協力会議」→「同道府県協力会議」→「同郡市協力会議」→「同町村協力会議」と

いうヒエラルキー構造をとっていた。その意味で、国民を「新体制促進」という国家目的に広範に巻き込みながらしかもそれを「中央→道府県→郡市→町村」という地方行政組織にパラレルに対応させて組織化しようとする点に、国民組織化としての「網羅性」のまず1つの特徴がみてとれよう。

ついでもう1つは、「町内会」「部落会」「隣組」「隣保班」組織の整備である。これら諸組織の整備は40年の「部落会町内会等整備要綱」を根拠にしているが、その中で、この各組織は先にふれた「町村協力会議」のさらに末端に位置づけられて、「市町村ノ区域」のうち「村落」には「部落会」を「市街地」には「町内会」を、そして「部落会及町内会ノ下」には「十戸内外ノ戸数ヨリ成ル隣保班」を組織するものとされている。要するに、この「部落会」「町内会」「隣組」組織は、伝統的な既存の地域集団・組織を官僚機構を媒介にして「網羅的」に組織化しつつ、地域住民の政治的統合と教化および行政の末端組織としての機能をそれに負わせていく基幹機構としての役割を果たしたとあってよく、まさにその点に国民組織化における「網羅性」の2つ目の特徴が確認できよう。以上のようにして、この翼賛会体制は、1つには「中央→地方」を一元的に連結した「協力会」組織と、もう1つには住民の末端的生活レベルにまで浸透した「部落会・町内会・隣組」組織とによって、国民を「一網打尽」的に丸ごと組織化し、その結果それを一枚岩的な支配構造の中に収斂させていったわけである。

以上をうけて最後に③この翼賛会体制の「本質」を全体的に総括しておくことにしよう。これまでに具体的にフォローしてきたように、この翼賛会体制は次のような3つの構造から構成されているとみてよい。つまり、その第1は(a)その中央集権的かつ広範な包括的体制統合体としての側面である。換言すればそれは「大日本産業報国会」などの各種官製国民運動団体を包摂したトータルな体制組織化機構に他なら

ず、その点でそれは国民支配を目指した極めて統一的な組織体・運動であったことが否定できない。次に第2に(b)特に議会・政党・選挙という体制統合の政治レベルにおいてそれは「一党独裁」という側面をもった。周知のように最終的には、他の全ての政治団体を解消させつつ「翼賛政治会」を唯一の「政事結社」とし、それに立脚した「翼賛選挙」を実施したから、形式的にはこの翼賛会体制は「日本の一党制」の成立を意味したのである。そのうえで第3は(c)末端における国民支配機構の成立という側面であろう。具体的にみたように、「中央・地方」ルートおよび「部落会・町内会・隣組」という住民の伝統的・日常的レベルにおいて国民の「網羅的」な組織化を実現したことが特徴的であり、それを通して地域住民をその末端から支配統合の網の中へ包摂したとあってよい。¹⁹⁾

こうしていまや翼賛会体制は「国民運動の統合化」「政治機構の一元化」「国民生活の包摂化」という3側面における組織化を通して、日本における政治・社会的な体制統合化を実現したと総括できる。したがってそうであれば、この翼賛会の「本質」が最終的に以下のような点にあることもいうまでもないであろう。すなわち、翼賛会体制は、上からの強制的な「国民動員」および「政治的同質化」の機構であり、それを通じて中央集権の国民支配体制を構築することによって、「高度国防体制」=「日本型国家総力戦体制」を作り上げたこと——ここにこそこの翼賛会体制の最も体系的な「本質」があること、これである。

3 日本型ファシズムと現代資本主義

〔1〕以下では、これまでの考察を整理しながら、戦時期日本資本主義の体系的な位置づけを「ファシズムと現代資本主義」というより大きな枠組みに即して確定していきたい。さてこれまでの検討を通してさしあたり次の3点が検出できた。つまり、まず第1は①戦時期日本資本

本主義の展開過程が、それを特に対外関係の側面として集約すれば「対外的緊張関係の深化＝国際的孤立化」の進展過程に他ならなかった点である。その点は、「ワシントン体制の空洞期」→「満州事変期」→「国際連盟脱退期」→「日中戦争期」→「太平洋戦争期」というプロセスで深化していったが、この「国際的孤立化」の帰着点が日米開戦であったことは周知のことであろう。次に第2に②このような「国際的孤立化」による「戦争への道」の進展は当然のこととして「高度国防国家体制」の構築を最大の国家課題にした。そしてこの「高度国防国家体制」形成への課題が日本経済の「軍事化」を帰結させたのはいうまでもなく、そこから軍事費膨張・軍需経済肥大化・財政金融変質などの諸特徴が現出したといつてよい。そのうえで第3に③このような「高度国防国家体制」の構築が、具体的には「産業報国会」・「統制会」・「大政翼賛会」という3つの機構を構造的基盤として進められたことが指摘できる。まさにこの3側面からする国家統制の強化によって「労資関係・企業経営・政党・国民」を一元的に組織化し、それによって戦争遂行体制＝「高度国防体制」の形成と展開が強制的に目指されたわけである。要するに、以上のような3論点がこれまでの考察の結果一応明らかになった。

このような整理によって、日本戦時経済の体系的位置づけを解明するための考察的基礎は一応準備できた。しかしその際、ただ1つだけ検討から除外してきた論点がある。いうまでもなく戦時経済展開の大枠を規定した「天皇制国家体制」に関してであるが、日本戦時経済の体系的な位置づけに対する本格分析に先立ってこの「天皇制機構」について簡単にみておきたい。²⁰⁾

さてその場合、この論点の何よりも焦点は、戦時経済展開を具体的に遂行した「天皇制国家体制」の「歴史的な性格」規定にこそある。というのも、この点について、「天皇制の基礎であり同時に日本資本主義の基盤でもある半封建的君主制は、日本資本主義の矛盾を加重する要因で

あるとともに、天皇制の独裁的抑圧体制のこともなった」²¹⁾などというおそろしく「非歴史的」理解が依然として主張されているから、であるが、この「天皇制国家体制」の歴史的規定性に関してはさしあたり最低以下の3点に特に注意しておく必要がある。

つまり、①まず第1は「天皇制国家体制」の「成立背景」についてである。通常、「天皇制国家体制」の本格的確立契機は1889年「大日本帝国憲法」の成立とされるが、この憲法を「絶対主義的」なものとして性格づけることは誤りである。たしかにそこでは絶対主義と「見える程の」「天皇主権化」が規定されているが、それはあくまでも「法にもとづく行政・司法権の行使」「国民の立法権への（限定的な）参加の法認」の前提の下でのみ成立していることが無視しえない。つまり、この「憲法」体制において天皇制は、「法的拘束力の確定」によってしか存立しえないというあくまでも「立憲的形態」に制約を受けているのであり、したがってそれは、たとえどんなに「絶対主義」に近い外観をもとうとも、「それ自身に権力の根拠と基盤をもつ」いわゆる「絶対主義」とは歴史的に異質な本質規定を有する政治権力だと把握される以外にないのである。むしろこの「天皇制国家体制」は、「ブルジョアの経済発展の未完成」・「立脚すべき階級基盤と物質的基礎の未成熟」・「自由民権を包摂可能な政治的余裕の欠如」などの条件の下で、全国的統一化と資本主義確立を促進していくために不可欠な国家権力機構だったのであり、まさにその役割を担うためにこそ、「絶対主義と見間違う程」に強力な「統合イデオロギー」と「法・政治的強制力＝暴力」が必要となったわけであろう。そうであれば、表面上の外観に惑わされてこの「天皇制国家権力」の「本質」を「半封建的＝絶対主義的」と理解するほど大きな錯誤はないのであって、外観上の「絶対主義」的形態にもかかわらずその「本質」はあくまでもブルジョア的なものとしてこそ規定されるべきなのである。

次に②第2に、この「天皇制国家体制」が現実的に展開したその「国家機能」が的確に把握されねばならない。いうまでもなくある「国家」の歴史的規定性は——国家機構やそのイデオロギー性ではなく——その国家体制が現実的に遂行する政策体系においてこそ最も「本質的」に表現されるといってよいが、そのような視角からこの「天皇制国家体制」の政策展開をみれば、それは明治維新以来一貫して資本主義的ブルジョア体制の成立・確立・発展・防衛を基本任務としてきた。もちろんそれは単純に形式的に確認できるわけではなく、あくまでも「客観的・事後的」な事実をもって「論証」される以外にないが、まず1つとして、資本の原始的蓄積→資本主義の成立→産業革命＝資本主義の確立→帝国主義化＝独占化と資本輸出→資本主義の体制的危機の出現→現代資本主義への移行、という明治維新から1930年代への日本経済の展開過程をフォローすれば、このプロセスを政策的に支えた「天皇制国家体制」の「政策課題」が何よりも「資本主義的ブルジョア体制」の発展と防衛にあったことは何人も否定しえない。そして「資本主義的ブルジョア体制」の発展・防衛を担うこのような国家の「本質規定」が——正常な感覚からして——「絶対主義」であるはずがないのは当然であろう。

そのうえで念のため次に2つ目に、この「天皇制国家体制」の政策体系は——「講座派理論」によって——「絶対主義的」性格を意味するとされる「半封建的地主制」の階級的利益擁護を基本任務としていた、という論理も成立し難いことにも注意しておこう。すなわち、別稿で詳しく検討したように、²²⁾「自由主義段階期」＝地主階級への「農業生産促進的政策保護」→「帝国主義段階期」＝「農政の社会政策化」と「地主制の解体」（寄生化）→「現代資本主義期」＝国家による農民の直接的把握に対する地主制の障害化＝排除化、という局面転換を遂げてきたのであり、その中で、（寄生）地主制は、「天皇制国家体制」の基本的政策対象どころか、徐々

にその障害物＝桎梏へとその位置づけを変化させてきたといえる。したがってそうであれば、「天皇制国家体制」の階級的立脚基盤を（寄生）地主制に求めつつ、それに「半封建的→絶対主義」という規定を接合させることによって、最終的にはこの「天皇制国家体制」を「絶対主義」的なものと理解しようとする論理は、全く成立不能だとみるしかない。

こう整理してよければ、③いまやこの「天皇制国家体制」は次のように意義づけられるべきであろう。以上のように確認してきたように、明治憲法体制に即して成立をみたこの「天皇制国家体制」の「歴史的本質」は、その「成立背景」「権力基盤」「立憲性」「政策展開」のどの側面からしても、——その「国家課題」と「現状」とのギャップの巨大さに起因して、その「外見的现象」がどんなに「絶対主義」に似ているとはしても——決して「絶対主義」ではありえなくあくまでも「資本主義的ブルジョア体制」そのものにこそあること、これである。したがって、「国家」の「国家」たる資格が「体制の維持」機能にこそある以上、この「天皇制国家体制」の「体制的課題」が「資本主義的ブルジョア体制」の維持に一貫してあったのはいうまでもないが、この「資本主義的ブルジョア体制」自体が、自由主義段階→帝国主義段階→現代資本主義→戦時統制経済という形で展開してきたかぎり、それに対応して「天皇制国家体制」もいくつかのパターンを経て現象していったのは当然であった。

そこでこの当面の「戦時経済」の局面に具体的なスポットを当ててみると、この局面における「資本主義的ブルジョア体制」の究極形態はすでに立ち入って考察したように「高度国防体制の構築」にこそあった。そしてそうであれば、その「資本主義的ブルジョア体制」に対して「体制の維持」としての任務を果たすべきこの「天皇制国家体制」が、あらゆる障害と抵抗を暴力的に突破して、この「戦争遂行」という最終的課題を貫徹すべく行動しようとしたのはいわば

必然的であつたらう。その典型的な国家作用現象こそ、あの弾圧的・強権的な「国家総動員法」および「大政翼賛会」に代表される「日本型体制統合体制」であつたのであり、まさしくそれこそ「日本型ファシズム」＝「天皇制ファシズム」そのものだったことはもはや周知のことであらう。そのうえでこの「ファシズム」規定を正確に確定しておかなければならない。

〔2〕以上を前提にしてまず第1に①この「ファシズム」²³⁾の一般規定が明確にされる必要がある。さてこの時期に各国に存在した「ファシズム」体制にほぼ共通した特質としては通常以下のような諸点が指摘できよう。つまり、(a)「反革命」および「疑似革命」の体制——それが労働者階級を中心とする社会主義的体制変革運動を一方で組織的に圧殺しつつ（反革命）他方で何らかの形で「現状変革」をスローガンとする（疑似革命）こと、(b)「権威主義的」政治ブロックの体制的形——既存の体制内支配グループ（親ファシズム層）と軍部の間に、他の階層からある程度「自律」した超絶的な同盟体制（権威主義的ブロック）が構築されていること、(c)「一党独裁」体制と国民の「強制的同質化」体制の成立——一党独裁的政治体制が形成されるとともにその体制を保障する国家権力による国民各層への画一的組織化が確立していること、(d)基本的人権に対する徹底的抑圧の制度化——自由権・平等権レベルにまで達する人権圧殺の「制度的」徹底化とそのための政治テロが全面的に実現されること、(e)「新しい秩序」形成へ向けた「大衆動員」の展開——現状打破を目指す「新秩序」がイデオロギー的に主張されつつそれを目標とした国民動員が制度的・継続的に実行されること、(f)「戦時型」現代資本主義の確立——総力戦遂行の現実的基盤として現代資本主義が前提となるとともにその「戦時統制」型統制経済への移行を完了していること、に他ならない。

以上のような「ファシズムの一般的規定」を前提にして、次に第2に②これらの「ファシ

ズムの一般的規定」を日本の場合に適用することによって日本におけるファシズムの出現を「実証」してみよう。まず(a)からみていくと、このうちの「反革命」としての性格はいうまでもなく「治安維持法」体制としてあらわれている。つまり、この治安維持法によって、体制変革を掲げる組織・政党・個人はいうまでもなく社会民主主義的潮流や自由主義的部分に至るまでその弾圧が進んだのは周知のことであり、この法体制に立脚した「予防拘禁制の導入」「戦時治安法の乱発」「特別高等警察制度による暴力行使」などはまさに「反革命」体制というしかないものであろう。それに対してもう1つの「疑似革命」という側面は日本では明瞭ではなく、「新官僚」によって追求された「新経済体制」において、「企業利潤動機の否定」「階級対立の解消」「所有と経営の分離」「企業経営の公共化」「自由主義企業体制の改革」などが理念的に主張されたにとどまるが、それにしても、このような財閥および大独占資本中軸の経済体制に対する一定の改革志向が公然と唱えられたことは、弱いながらもその「疑似革命」的性格の一端は示している。その意味でまずこの(a)の点が日本の場合にも確認できると考えてよい。次に(b)はどうか。この「権威主義的ブロック化」については、例えばすでに具体的にフォローしてきたように「産報」「統制会」「翼賛会」それぞれの体制的確立過程において明瞭にみてとれるのであって、その中では、「財閥中心の独占資本」と「新経済官僚中心の政府」とが対立と協調をみせながら最終的には「権威主義的」＝排他的な融合体＝ブロックを形成していった。しかもこの両者およびそのブロックはいずれも軍部の動向に対応＝迎合しながら戦時体制強化を目的にして行動したから、結局、そこには「独占資本・革新官僚」という「既存支配グループ」と「軍部」との——他のグループを超絶した——「権威主義的」結合体が生じていたとみられよう。したがって日本におけるこの(b)の存在もあきらかである。さらに(c)に目を移すと、この「一

党独裁化と国民の強制的同質化」については、いうまでもなく「大政翼賛会」体制の確立によって形成をみたことが明瞭である。先に検討した通り、「翼賛政治会」を唯一の「政事結社」としつつ事実上の「一党独裁」制を敷くとともに、「中央—地方」および「住民生活」機構の両方を媒介とした、末端にまで至る包括的・網羅的・強制的な国民統合化＝組織化を完成させたのであるから、この(c)が日本の場合にも検出できることは当然であろう。

そのうえで(d)に関してはどうか。これは先の(a)における「反革命」の側面と重なる。もっとも日本の場合にはそもそも「明治憲法」の下で基本的人権の確立自体が不十分だが、その乏しい「自由権」「平等権」次元においてさえ、治安維持法体制の弾圧的法運用機構を通して人権の徹底的抑圧と政治テロの横行が支配的であった。したがってこの論点(d)が日本の状況においてまちがいに貫徹されていたのは否定のしようがないことであろう。また(e)についてもすでに明らかである。つまり、近衛新体制の下で経済を始めとして全社会を網羅する「新体制」の樹立が提唱されつつ、それに向かって国民総体を不断に動員していこうとする体制の設立・整備・完成が、極めて強く全力を挙げて試みられたことについては繰り返してみてきた。まさにそのための制度的完成体こそ「大政翼賛会」体制であったこともすでにフォローした通りであり、その点で日本においてこの(e)が確認できることはあらためていうまでもない。最後に「現代資本主義の再編成」という(f)については、この点ももはや明瞭であろう。すでに別稿で立ち上げて考察してきたように、1930年代に成立した日本の現代資本主義は戦争体制の進展に対応して戦時統制経済としての形態を整えたのであり、その意味で、現代資本主義の確立を前提にしつつ、そのうえに戦争体制に適合した戦時統制経済としての再編をさらに実現したといってよい。そうであれば、日本においても戦争体制の遂行を可能にする「現代資本主義の統制経

済的再編」がいうまでもなく実現されたのは当然であり、したがって最後の論点(f)も日本において明確に摘出可能であろう。

以上、「ファシズムの一般的規定」の、日本における表れ方を具体的に「検証」してみた。その結果、いくつかの強弱はありつつもその全論点が日本の場合にもほぼ全面的に貫徹していることが実証できた。したがって日本の戦時経済体制もそれを日本「ファシズム」として規定可能なことが証明されたが、そのうえでしかし、そこに、「日本型」としての「特質」＝「特異性」が強く存在するのも決して否定できない。次にその点を立ち上げて確認してみよう。

そこで第3は③日本ファシズムの「特質」が検討されなければならない。この「特質」のまず第1は(a)日本ファシズムの「疑似革命」の性格が極めて微弱な点であろう。この点は例えば同じファシズムでもドイツ・イタリアの場合とは大きな相違がみられるのであり、既存の政治・経済・社会の体制を質的に「変革」という色彩は小さかったというしかない。その背景には、ファシズム化の誘発原因をなす「体制危機」の切迫度が日本の場合には独・伊と比較して相対的には小さくなく、したがって現状「変革」がそれ程徹底的でなくとも体制の再編成が可能だったという事情があるが、いずれにしても日本ファシズムにおいては、軍部と革新官僚による「新体制」という程度の「改革」でファシズムとしてのその立脚点は一応確保されていたのである。その意味で日本の場合には、「疑似『革命』」というよりは「疑似『革新』」としての「特質」が濃厚だという以外にはない。そしてその「特質」は直ちに次ぎの「特質」につながる。そこで第2の「特質」は(b)日本ファシズムのもつ「上からのファシズム化」という性格に他ならない。いまふれたように日本ではファシズムとしての「革命性」は弱かったが、それをむしろ補完したものがこそ国家による「『上から』のファシズム化」であった。この点はすでに「産報」「統制会」「翼賛会」体制の成立過

程・役割などに即して具体的に実証した通りであり、日本のファシズム化は、地方制度組織と住民組織を媒介とした、政府・官僚主導によるまさに「上からの」「強制的同質化」作用によって推進された点にその著しい特徴がある。そしてこの「上から」的性格は、逆からいえばファシズムとしての「運動性の欠如」を意味していることに他ならず、大衆・中間層レベルを積極的に巻き込みつつ下からの「国民運動」として展開されるという性格は極めて弱かった。まさにこの側面も（疑似『革命』性）の欠如の裏側として）ドイツ・イタリアの場合とは大きく異なるものといえよう。

このような「疑似『革命性』の欠如」=「上からの（非『運動的』）ファシズム化」という日本ファシズムにおける2つの裏表の「特質」は、以下のようなさらに2つの「特質」を帰結させた。そこで第3に1つ目の「帰結」は(c)『天皇制』ファシズム」という「特質」を決定的にもった点であろう。つまり、ここまで論理を追ってくれば、いま確認した(a)(b)の「特質」を現実的に遂行したその「媒介機構・イデオロギー」こそまさに「天皇制」機構・イデオロギー以外ではなかったことはすぐに明瞭になる。周知のように、「天皇制」体制は、(i)「万世一系」「神聖不可侵」の天皇による統治の「絶対不可侵性」=「国体の絶対性」(ii)「天皇・臣民間の公的關係」の、天皇（「父」）と臣民（「赤子」）という「擬制的家族関係」へのアナロジー化=「忠孝一致」的「家族国家観」(iii)「愛国」=ナショナリズムの独占化、という「3原理」から構成されているが、この「3原理」を、治安維持法的弾圧制度を背後に前提しながら、「産報」・「統制会」・「翼賛会」体制などの中に具体的に貫徹させていくことによって日本におけるファシズム化が現実化されたといつてよい。その意味で『天皇制』ファシズム」として展開される以外になかった点に日本型ファシズムの重大な「特質」があるとみるべきなのである。そのうえで第4に2つ目の「帰結」としては(d)ファシズム体制内にお

けるいくつかの「内部対立」の大きさという「特質」が指摘されねばならない。この点もすでに具体的に検討した通りだが、「革命性の微弱性」=「上からの革新化」=「運動性の欠如」という同根の「特質」に制約されて、日本ファシズムにおいては以下のようないくつかの「ファシズム体制内対立」という「矛盾」を回避しえなかった。その「対立」図式としては、(i)「国務」（政府）と「統帥」（軍部）(ii)「官庁」間(iii)「官僚」（政府）と「資本」（産業界）(iv)「官僚統制」と「国民自発性」、などが特徴的だが、これらの「内部矛盾」が日本ファシズムの体制的脆弱性を意味したのはもはや周知のことであろう。ここにこそ、日本型ファシズムの基本特質である「上からのファシズム化」=「非運動性」という性格の、その最終的「帰結」が最も集約的に表現されているとみるべきではなかろうか。

〔3〕全体の最後として、日本ファシズムに関する以上のような整理をふまえて、「日本型ファシズムと現代資本主義との『内在的關係』」について若干の総括的な検討を加えておきたい。そこで以下では①「日本型ファシズムの構造」②「現代資本主義の基本像」③「日本型ファシズムと現代資本主義の關係」の3論点について概括することにしよう。

まず第1に①「日本型ファシズムの構造」については、先に立ち入って整理した通りだが、あらためていくつかの主要ポイントに即してその全体像を描けば以下のような図式となろう。つまり、(a)「国際的孤立化」によって強制された「高度国防国家体制」の構築という、極めて死活問題的な「体制的危機」に直面して（日本型ファシズムの「成立背景」）、(b)その「体制的危機」克服のために、「治安維持法」体制および「天皇制」体制という2つの「超法規的・弾圧的」な制度・イデオロギー機構の整備が図られる（「展開条件」）。そのうえで(c)このような基盤に立脚しつつ、「体制的危機」克服を目指した現実的なファシズム化過程が「産報・統制会・翼

賛会」体制をルートにして進行していく（「作用機構」）。まさにその結果、(d)「戦争体制構築による体制的危機の克服」という国家課題に即した「体制の組織化」が試行され、(いくつかの重要な「矛盾」を内包しつつも)政治・経済・社会の各面を包括した全面的な「強制的同質化」が形成をみる（「体制構造」）が、(e)その場合の国家権力の中核が、既存の官僚・財閥系資本および軍部から構成される「権威主義的ブロック体」に他ならなかった（「機能主体」）ため、(f)最後まで、「上からのファシズム化」＝「運動性の欠如」という性格が拭いえないという「制約」がそこには残された（「限界規定」）。かくして、このような「基礎構造」をもついわば「天皇制ファシズム」としてこそ、この「日本型ファシズム」にはその規定性が与えられると考えてよい。

そのうえで次ぎに第2に②「現代資本主義の基本像」をまとめてみよう。この現代資本主義に関しては別稿までで繰り返し考察してきた²⁴⁾ので、ここではそのアウトラインを示すだけで十分だが、その論点的ポイントは以下の点であろう。すなわち、(a)「契機」——ロシア革命＝社会主義成立に起因する資本主義変革という「政治的危機」と、アメリカの台頭による世界経済の不均衡化に原因をもつ29年世界恐慌にともなう「経済的危機」との合成化によって激化した「資本主義の体制的危機」、(b)「課題」——体制変革防止のための完全雇用政策・社会保障・労資同権化などによる、政治面からの「階級宥和策」と、景気調整を目指す公共事業・低金利政策・補助金政策などによる、経済面からの「資本蓄積促進策」、を通した「資本主義体制の維持・安定化」、(c)「主体」——「金融資本」や「総資本」からは区別される、資本から体制統合の資格を「委譲」された、多様な利害・意志を統合しつつ体制を柔構造的に組織化する機能を発揮しえる主体としての「現代国家」、(d)「条件＝機能」——金本位制的自動規制力の停止によって通貨量・利率率・物価・生産・雇用を調

節することを可能にする管理通貨制およびそれに立脚して展開する財政・金融のスペンディングを媒介とした「有効需要の創出・管理」作用、(e)「本質」——管理通貨制を条件とした有効需要管理機能による「体制組織化」＝統合作用（革命回避・予防体制の構築という「反革命体制」）、と図式化できる。

まさに以上のような歴史的諸規定をもった新しいタイプの資本主義こそ「現代資本主義」と定義づけられるものであり、周知のようにそれは、帝国主義段階の「サブ・ステージ」として1930年代にアメリカ・ニューディール体制およびドイツ・ナチス経済の下でその代表的パターンを現出させたといつてよい。さらに日本においても、この現代資本主義は、繰り返し確認してきたように満州事変期に高橋財政の展開において成立・確立したのであり、その具体的展開構造についてはすでに十分に解明した通りである。

そこで最後に、「日本型ファシズムの構造」と「現代資本主義の基本像」とがこのように整理できれば、その2命題を前提にして、第3として③「日本型ファシズムと現代資本主義の関係」という最終分析課題に対しても以下のような解答が提出可能であろう。

すなわち、まず1つ目に(a)「日本型ファシズム」と「現代資本主義」とは次ぎのような「共通点」を有している。例えば、(i)その「背景」に「体制的危機」を前提としていること、(ii)したがってその「課題」が「体制組織化」に置かれていること、(iii)それを実現する「機能」が管理通貨制に立脚した財政・金融政策を柱にしていること、(iv)そのためこの機能遂行の「主体」は「現代国家」以外ではないこと、(v)これらを通して究極的には「反革命」体制の構築こそが「本質」をなしていること、これである。しかし、両者の間には無視しえない「相違点」が厳存するのも当然である。そのいくつかを指摘すれば、(i)「現代資本主義」＝後者では以上の課題・機能が「市場経済」と「国家管理」との「混

合体制」を通して進行するのに対して、「日本型ファシズム」=前者では国家による「統制経済」を基軸にして展開すること、(ロ)また国家による「課題遂行形態」が、後者では「階級宥和策」をもその不可欠な1条件としているのに比較して、前者ではそれが欠落しむしろ労働運動への「弾圧的抑圧」が一元化すること、(ハ)そのことから、「体制組織化」作用が後者では多元的利害の承認とそれの議会制度を媒介とした調整・妥協化というチャンネルを通して実現されるのとは比べて、前者では利害対立の「解消」=「同質化」を前提にした強制的・網羅的統合に基づいて追求されること、などが特徴的であろう。

そうであれば、この「共通点」と「相違点」との両方を総合的に考慮すると、「日本型ファシズム」と「現代資本主義」とはいまや最終的にこう関係づけられるであろう。すなわち、これら2つの体制は、いずれも資本主義の「体制的危機」に対して国家による「体制組織化」の結果生じる、資本主義の「現代的」表出形態に他ならないが、その「体制的危機」の深度・強弱の格差に対応してそれぞれ異なる現象形態をとったものだ、と。もう一步だけ立ち入って言えば、これら2つの資本主義体制は、現代国家が体制組織化の主体となっている資本主義の新しい現代的タイプとしては同根のものだが、「国際的孤立化」に規定された「高度国防体制」形成の必然性という「体制的危機」が、その深度および強度という点で極めて「異常」に高いレベルであったため、日本の場合には、国家による「体制組織化」が、「現代資本主義」においては通常みられる「階級宥和策」・「議会制による多元的利害の調節」を通しては実現不可能であり、「国家的経済統制」・「弾圧的抑圧」・「強制的同質化」・「天皇制」という特有な手段を媒介してのみ可能であった、と図式化できよう。²⁵⁾

したがってつづめていけば、「日本型ファシズム」は「国際的孤立化」=戦争体制構築という「日本型課題」に対応して形成をみた、「『日本型』現代資本主義」そのものだったことが明白であ

り、その点で、1930年代に成立した日本現代資本主義の、まさにその戦時期型到達点に他ならなかったと総括されるべきなのである。逆にいえば、「日本型ファシズム」は日本経済の「現代資本主義」化を不可欠の「前提条件」としてのみ形成可能だったのであるが、「日本型ファシズム」と「現代資本主義」とのまさにこのような内的関連性の明確化によってこそ、戦間期日本資本主義の展開を、一連の連続的過程において、それこそ総体的に解明できるように考えられる。

- 1) 拙稿「日本における戦時統制経済の展開(上)・(中)・(下)」(『金沢大学教育学部紀要』第44・45・46号、1994年・1995年・1996年)を参照されたい。
- 2) この戦時期の対外関係について詳しくは、例えば細谷千博『両大戦間の日本外交』(岩波書店、1988年)、小島恒久編『1930年代の日本』(法律文化社、1989年)、大石嘉一郎編『戦間期の対外経済関係』(日本経済評論社、1992年)、麻田貞雄『両大戦間の日米関係』(東大出版会、1993年)、などを参照。
- 3) やや詳しくいえば、この時期の直前期はいわば「ワシントン体制の空洞化」期にあたり、そこにおいて、ワシントン体制に照応した国際協調外交は1920年代末の田中外交の中ですでに大きな挑戦をうけており、それによってワシントン体制の空洞化は着々と進行していたと性格づけられる。
- 4) この満州事変を巡る諸問題に関しては、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道2』(朝日新聞社、1987年)、中村勝範編『満州事変の衝撃』(勁草書房、1996年)、などをみよ。
- 5) 日華事変の勃発・展開についての詳細は、前掲『太平洋戦争への道3・4』を参照のこと。
- 6) この太平洋戦争の背景・勃発については、前掲『太平洋戦争への道7』の他、細谷千博他編『太平洋戦争』(東大出版会、1993年)などが参考になる。
- 7) 戦時期日本における法・政治関係の基本過程については、例えば『体系・日本現代史3』(日本評論社、1979年)、東大社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会4』(東大出版会、1979年)、前掲『1930年代の日本』、などを参照せよ。

- 8) この「10月事件」について詳しくは、安藤博純『日本ファシズム論』（影書房、1996年）第2編をみよ。
- 9) 2・26事件に関する社会的考察としては、筒井清忠『昭和期日本の構造』（有斐閣、1984年）を参照。
- 10) 国家総動員法の背景・意義・展開を立ち入って検討したものとして、安藤良雄『太平洋戦争の経済史的研究』（東大出版会、1987年）、大石嘉一郎編『日本帝国主義史3』（東大出版会、1994年）、がある。
- 11) 以下の数値については、前掲『1930年代の日本』第4・5章による。
- 12) 高橋財政の構造と意義に関しては、例えば『講座・日本資本主義発達史論3』（日本評論社、1978年）第3章、社会経済史学会編『1930年代の日本経済』（東大出版会、1982年）第4章、中村隆英『昭和恐慌と経済政策』（講談社学術文庫、1994年）、などが参照されるべきである。
- 13) 馬場財政の性格については、前掲『ファシズム期の国家と社会2』第4章が参考になる。
- 14) この「高度国防体制」概念について詳しくは、前掲、安藤『日本ファシズム論』第1編第5章を参照。
- 15) 前掲、拙稿「日本における戦時統制経済の展開（下）」2・3を参照されたい。
- 16) 「産業報国会」について詳しくは、前掲『体系・日本現代史3』第3章、河原宏他『日本のファシズム』（有斐閣選書、1979年）第2編第2章、前掲『ファシズム期の国家と社会6』第6章、などをみよ。
- 17) この「統制会」に対して立ち入った考察を加えたものとして、前掲『ファシズム期の国家と社会2』第6章がある。
- 18) 「大政翼賛会」に関して詳しくは、前掲、河原宏他『日本のファシズム』第3編第1章の他、まず何よりも赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』（岩波書店、1984年）、赤木『翼賛・翼壯・翼政』（岩波書店、1990年）、が参照されるべきであろう。
- 19) これら2つの論点の他にもう1つ「翼賛会体制を巡る各勢力の対立・抗争」という構造的論点も見過ごせない。例えば、翼賛会の理念・組織・運営に関して、軍部・親念右翼・議会・政党・財界の間に激しい対立が生じたが、それが、翼賛会の「国民運動」としての自発性を大きく弱めたことは周知の通りであろう。
- 20) 「天皇制国家」についてはすでに莫大な研究が蓄積されているが、さしあたり小山弘健・浅田光輝『天皇制国家論争』（三一書房、1971年）、『体系・日本国家史4・5』（東大出版会、1975・76年）、鎌倉孝夫「日本資本主義論争」（『講座・現代思潮2』東洋経済新報社、1978年、所収）、などをみよ。
- 21) 後藤靖他『日本資本主義発達史』（有斐閣叢書、1979年）277頁。
- 22) 拙稿「戦間期日本資本主義の農業構造」（『金沢大学教育学部紀要』第39号、1990年）を参照のこと。
- 23) ファシズム論の研究成果は数多いが、例えば、前掲、河原他『日本のファシズム』、前掲、安藤『日本ファシズム論』の他、丸山真男『現代政治の思想と行動』（未来社、1964年）、安藤博純『日本ファシズム研究序説』（未来社、1975年）、山口定『現代ファシズム論の諸潮流』（有斐閣、1976年）、をみよ。
- 24) 「現代資本主義」の特質について詳しくは、拙著『国家論の系譜』（世界書院、1987年）第5章、拙稿「日本における国家独占資本主義の成立」（前掲『金沢大学教育学部紀要』、第42号、1993年）、馬渡尚憲編『現代の資本主義』（御茶の水書房、1992年）、などを参照のこと。
- 25) 日本と比較したドイツ・イタリア型ファシズムの構造と特質などに関しては、とりあえず前掲『ファシズム期の国家と社会7』が参考になろう。特に、ナチスについては、栗原優『ナチズム体制の成立』（ミネルヴァ書房、1981年）、中村幹雄『ナチ党の思想と運動』（名古屋大学出版会、1990年）を、またイタリアに関しては、ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家』（太陽出版、1985年）、浅井良夫他訳『イタリア・ファシズム経済』（名古屋大学出版会、1993年）、を参照のこと。